

勝央町立勝央中学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年4月 策定

めざす子ども(生徒)像

- ・集団の中の個を自覚し、他を尊重しながら、認め合い、支えあう生徒
- ・自ら学び考え判断し、学びあい、高めあう生徒
- ・勤労と責任を尊ぶ心豊かな生徒
- ・自分の目標に向けて一生懸命努力する生徒
- ・生徒自ら課題を見つけ創造的な生き方ができる生徒

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめの定義を踏まえ、いじめを訴える生徒の心情により扱い、解消に向けて、細やかな手立てをとり、組織的に取り組む。
- ・生徒指導委員会を毎週開催し、各学年・保健室・Sルーム等の生徒の様子を報告する。いじめを学年だけの問題とはせず、学校全体で解決をしていく。
- ・気になる様子があれば各学年、各教室などで直ちに注意深く見守る。不審な点があれば、その場で指導する。その都度情報交換を行い、いじめの未然防止に努める。
- <重点となる取組>
- ・SNS等ネット上でのいじめが増加する傾向にあることを踏まえて指導にあたる。
- ・各教科の授業・道徳・学活・SEL・ネットパトロール資料等の配布・非行防止教室を実施し、「情報モラル」に関する指導を全教職員で多角的に行う。
- ・いじめを許さない集団をめざし、集団作りを計画的に行う。
- ・いじめを当事者同士だけの問題ととらえず、周囲の生徒がどのような関わり方をすればよいかを考えさせながら指導を行う。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・基本方針をPTA総会で説明し、学校ホームページに掲載する。学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 - ・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の連携を依頼し、いじめの早期発見に努める。
 - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のための資料の配付やPTA対象の研修会に参加する。
 - ・学校便りやPTA会報などに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行、検証、修正を行う。また、いじめ事案を早期に発見するために情報交換を行い、発生の際には早期に対処するよう準備を行う
- <対策委員会の開催時期>
- ・毎週火曜日1時間目(生徒指導委員会)
 - ・いじめ事案が確認された場合に開催する。
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・対策委員会後に全教職員に周知。翌日の朝礼で口答でも伝達。
- <構成メンバー>
- ・校外
町保健師、学校運営協議会会長、PTA会長、町教育委員会
 - ・校内
校長、教頭、主幹、生徒指導主事、養護教諭、担任、学年主任、各学年生徒指導担当
不登校対策担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・美作警察署
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の計画・実施
 - ・定期的な情報交換
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導主事
 - ・学年団生徒指導担当
- <連携機関名>
- ・勝央町教育委員会
- <連携の内容>
- ・生徒支援、保護者支援
 - ・いじめに関する情報交換
- <学校側の窓口>
- ・教頭
 - ・生徒指導主事

学校が実施する取組

- | | | |
|---|---------|--|
| ① | いじめの防止 | <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止策として、集団作りに取り組んでいる。「ピアサポート」と「協同学習」の活動を通して、生徒間の関係を強くした集団をつくることでいじめをなくすよう活動している。 ・「ハイパーQ」により、学校生活に対する満足度や意欲、悩みなど、心の状態を把握し、いじめ防止の取り組みに生かしていく。 ・教職員の指導力向上のための、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間において生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、GoodBehaviorチケットなどを活用して、生徒の自己有用感や自己肯定感の向上を目指した取り組みを行う。自己有用感や自己肯定感などの充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。また、非行防止教室を実施し、ネット利用のトラブルやその防止方法等に関する学習をする。 |
| ② | 早期発見 | <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケートを定期的実施し、いじめの早期発見に努める。 ・面談や教育相談、生活ノート、心の健康観察の記述などを通して、生徒の内面を把握し、いじめの早期発見に努める。 ・休み時間等に生徒を見守り、観察しながら、生徒の様子を把握することに努める。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの存在を生徒に周知すると同時に、全ての教員がきめ細かく声かけを行う。 ・生徒の様子を観察するとともに、相談しやすい関係性を作ることに努める。 ・スクールカウンセラーを含めて、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、学年団会議等で頻りに情報交換を行い素早く対応する。 ・生徒指導委員会を開催して、教職員間で情報共有できる体制を早急に作る。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭との連携を取る。また、SNS使用について啓発資料などを家庭に配布する。 |
| ③ | いじめへの対処 | <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、該当生徒の観察や面談を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめの有無の確認後、報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事、管理職への報告を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 <p>(指導の継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導が終了した後も再発しないように、いじめられた生徒の立場に立って常に見守る。 |